

工事名＝一級河川 穂谷川 応急工事（穂谷川新橋上流）

随意契約理由書

一級河川穂谷川の穂谷川新橋上流において、令和3年5月20日から5月21日にかけての豪雨により、延長100m程度の堤防の崩壊が発生した。

被災箇所の背後地には、特別養護老人ホームがあり、梅雨により今後も同程度の豪雨が予想され、急迫を要して被害の拡大を防止する緊急工事が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約するものとする。

なお、契約の相手方については、大阪府随意契約ガイドラインに基づき、枚方土木事務所管内に営業所を有しており、当該箇所の別途作業実施の実績がある株式会社田中商店とするものとする。